

中世都市博多と「石城管事」宗金

佐伯, 弘次
九州大学文学部

<https://doi.org/10.15017/1904659>

出版情報 : 史淵. 133, pp.1-22, 1996-02-29. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

中世都市博多と「石城管事」宗金

佐 伯 弘 次

はじめに

中世博多の研究は対外関係を中心に進展してきた。それは博多の対外関係史上の位置に由来する。すなわち古代以来、博多は使船や貿易船の発着港として繁栄してきた。古代・中世の日本と中国・朝鮮半島・琉球・東南アジア諸国との関係をみる場合、貿易港としての博多の位置はきわめて重要である。また、博多自体も、こうした対外貿易によって都市的發展を遂げたと考えられている。

いっぽう都市博多の内部構造の問題に目を転じると、研究はあまり進展していない。都市の自治や町の結合、市民の存在形態といった問題については、研究が著しく遅れているのが現状である。その理由はひとえに、博多の都市構造を明確化する史料がきわめて乏しいという点に求められる。

室町期の博多を代表する貿易商人宗金に関する研究も、かかる傾向が研究に反映している。すなわち宗金と外国と

の関係、なかんづく朝鮮との関係については、多くの論考が言及している。しかし、都市博多と宗金の関係については、部分的に言及はなされているものの、本格的な研究はないといってよい。その理由は、先の博多の都市構造研究が進展していない理由と同様である。宗金に関する史料は比較的多く残っているが、『李朝実録』『海東諸国紀』『老松堂日本行録』等の朝鮮側史料であり、日本側史料にはほとんど所見がない。博多の中世史料にいたっては、全く関係史料が残存していない。博多にあつては、宗金とその一族はある時期に忘れ去られてしまったのである。

本稿では、中世都市博多研究の一環として、都市博多と宗金の関係、表現をかえれば都市博多における宗金の位置について検討する。その問題の究明は、博多の都市構造や自治の形成の問題を考える際の前提ともなるからである。前述のように、博多では宗金と都市博多の関係を明示する史料は全く確認されていない。国内史料からでは、この問題は検討できないということになる。したがって本稿では、宗金の関係史料が比較的豊富な朝鮮側史料を主要な素材として検討する。特に『李朝実録』にみえる宗金の朝鮮通交時の名称に注目したい。まず名称の変化とその意味について検討し、その名称に関する従来の研究をまとめる。次に宗金とほぼ同時期に同じ名称で朝鮮に通交した九州探題被官板倉満景について、先行研究をもとに検討する。さらに南北朝・室町期の地域権力と博多の関係を概観し、宗金の名称の意味を検討する手掛かりとしたい。以上の検討を経た上で、宗金と都市博多の関係を総括し、宗金が室町期の博多においていかなる地位にあつたのかを検討する。

一 「石城管事」宗金

『海東諸国紀』日本国紀筑前州条は、宗金の子「護軍宗家茂」に関して次のように記している。

乙亥年（一四五五）来受圖書、受職、富商石城府代官宗金之子、宗金大友殿所差、大友殿管下、これによると『海東諸国紀』は宗金について、「富商」で「石城府代官」であり、「大友殿所差」と認識しているこ

とがわかる。「石城府」の「石城」は、元寇防塁に由来する博多の異称である。したがって「石城府代官」とは博多代官を意味する。

康正元年（一四五五）世祖元）七月、朝鮮の兼判札曹事姜孟卿らは、老岐の受職倭人藤九郎に対して九州の朝鮮通交者について質問した。孟卿が、「聞有宗金者富居、如何人也、有子孫否」と尋ねると、藤九郎は「富人也、又有子孫、年前八月物故、宗金之言曰、吾子三人、皆謁朝鮮国、独末子未謁、將伝図書於末子、往謁朝鮮、面囑而死、日本国王、賜御書於宗金、故到处皆厚接、昔日大内・小二殿相戦時、他富人未免兵禍、宗金得脱」と返答した。この問答の部分^①は『李朝実録』中、宗金の人物像についてもつとままとまった箇所であり、古くから検討がなされているものである。この史料から、①朝鮮側（姜孟卿）も藤九郎も宗金を「富居」「富人」と認識している、②宗金は「年前」すなわち前年の八月に死去した、③宗金には四人の子があり、上の三人は朝鮮に赴き、朝鮮国王に拝謁したことがあるが、末子にはそれがなく、宗金は自分の図書すなわち朝鮮通交権を末子に伝えるため朝鮮に赴き、国王に依頼した、④日本国王（室町將軍）は「御書」を宗金に出したので、宗金が行くところの者は皆宗金を手厚くもてなす、⑤昔、大内氏と少弐氏が戦った時、他の富人は兵禍を免れなかったが、宗金はこれを免れたこと、が判明する。以上の史料だけからでも、宗金が博多の富商であり、「博多代官」とされ、豊後の大友氏や室町幕府と緊密な関係にあったことがわかる。ただし、両史料ともに史料的价值は高いとはいえず、海外史料であるから、宗金をはたして『海東諸国紀』のいう博多代官であったのか、もしそうであるとすると、いかなる性格の代官であったのかということが検討されなければならない。次に朝鮮通交上の宗金の呼称に注目したい。宗金が「石城管事」という名称で朝鮮に通交したことは従来から知られている。表1は宗金の朝鮮通交上の名称を一覧表にしたものである。なお単に「宗金」としかでてこない箇所は省略した。

表1 宗金の朝鮮通交上の名称

西暦	朝鮮年	日本年	名称
1420	世宗2・11・己丑	応永27	石城商倭宗金
1425	7・正・丁丑	32	日本筑州府宗金
1426	8・11・朔	33	日本筑州石城管事宗金
〃	8・12・癸酉	〃	筑州府石城県藤氏宗金
1428	10・2・甲寅	正長元	西海道筑州府石城県宗金
〃	10・7・甲子	〃	石城管事宗金
〃	10・9・庚午	〃	石城宗金
〃	10・12・辛卯	〃	九州宗金
1429	11・9・戌午	永享元	石城小吏宗金
〃	11・10・壬寅	〃	九州宗金
〃	11・11・辛酉	〃	日本石城人宗金
〃	11・12・己亥	〃	日本石城小吏宗金
1430	12・12・朔	2	日本石城宗金
1432	14・5・庚辰	4	石城宗金
1434	16・12・己酉	6	商倭宗金
1436	18・3・朔	8	日本筑州宗金（子家茂）
1438	20・9・庚戌	10	九州宗金
1439	21・3・甲子	11	日本国石城小吏宗金
1442	24・10・乙卯	嘉吉2	日本国筑州石城小吏宗金
1444	26・6・丁酉	文安元	日本国関西道筑州府石城宗金
1446	28・9・乙酉	3	日本国筑州宗金
1447	29・5・乙未	4	日本関西道筑州府宗金
〃	29・5・丙辰	〃	日本関西道筑州府冷泉津宗金
1450	文宗0・11・丙辰	宝徳2	日本国関西路筑前州冷川宗金
〃	0・12・朔	〃	日本国関西路筑前州冷泉宗金

宗金の朝鮮通交を通航権の面から検討すると、第一期(圖書未給期) 〓 応永二十七年(一四二〇) 〓 世宗二(十一月) 〓 応永三十二年(一四二五) 〓 世宗七(十月) 〓 第二期(受圖書人期) 〓 応永三十二年十月 〓 宝徳二年(一四五〇) 〓 文宗(零) 十二月の二期に時代区分できる。

表1から宗金の朝鮮通交上の名称を検討すると、名称は変化しているが、必ずしも時期によって一定しているわけではないことがわかる。しかし、変化のある方向性は看取できる。宗金の名称は大きく四つの時期に区分される。①石城商倭、②石城管事、③石城小吏、④石城(筑州府・冷泉津)の四期である。①石城商倭は、宗金の朝鮮初通交時の名称であるが、博多商人を意味する言葉である。とりあえず第一期は①の石城商倭の時期と重なりと理解しているが、石城商倭という語の意味自体は一期・二期に共通しているものである。②④の時期が宗金の朝鮮通交の第二期に相当する。②の石城管事は、博多を管理・支配する役人という意味である。少なくとも応永三十三年(一四二六) 〓 世宗八(から正長元年(一四二八) 〓 世宗十) までの期間にこの名称を称している。この名称が真を伝えているならば、宗金はこの時期の博多を管理する役人に就任したことになる。③の石城小吏は、博多の小役人という意味であり、石城管事とよく似た名称である。少なくとも永享元年(一四二九) 〓 世宗十一(から嘉吉二年(一四四二) 〓 世宗二十四)にかけてこの名称を使用している。石城管事と石城小吏の実態はいかなるものかを検討しなければならない。④の時期は、「石城宗金」「筑州(府)宗金」「冷泉(津)宗金」などと称している。「筑州府」は博多と考えられ、「冷泉(津)」も博多の異称である。したがってこの時期の宗金は、「博多の宗金」と称して朝鮮に通交していたのである。②③の時期と異なり、「管事」「小吏」という役人を意味する語が消滅したことになる。

こうした朝鮮通交上の名称は、おおむね宗金の自称にもとづくものと考えられる。したがってこれらの名称がそのまま実態を表すとは限らないことはまず確認しておかねばならない。しかし、都市博多における宗金の地位については、博多に關係史料が残らず、他の国内史料もそれを明確に示すものがない以上、『李朝実録』等の朝鮮側史料から考

えざるをえない。そこで、①の石城商倭と④の石城宗金はともに一般的な名称なので、ここでは考察の対象外とし、②の石城管事と③の石城小吏、さらには『海東諸国紀』の石城府代官の実態を考えることによって、都市博多における宗金の位置を検討することにした。

二 石城管事に関する研究史と「石城管事」板倉満景

宗金が「石城管事」「石城小吏」を称したことは、従来の研究ですでに言及されており、また宗金に関する研究には、石城管事の意味と実態について検討しているものがある。それらをまず紹介して、本題の検討の前提としたい。

宗金の本格的研究の嚆矢である有光保茂氏の論考¹¹では、宗金の名称が発展しており、宗金の貿易商人としての地位が確立し、国家的商人になったことが指摘されているが、宗金の都市博多における位置については言及がなく、石城管事・石城小吏の実態についても検討されていない。

田中健夫氏は、日朝貿易と博多商人の関係を検討した論考¹²の中で、宗金の呼称の問題に着目し、呼称の変遷はそのまま宗金の経歴を物語るものと規定され、応永二十七年（一四二〇）を境に「僧侶としての宗金の時代」から「商人としての宗金の時代」に変化し、後者の時代を「商倭である時代」と「石城管事時代」に区分された。さらに次のような指摘を行っている。

- ① 宗金が応永三十三年（一四二六）十一月、凶書の贈給を謝して朝鮮に遣使した際、「日本筑州石城管事宗金」と称している。これはのちにてでくる「石城小吏」と同義であり、宗金が博多で何等かの役職についたことを示す。
- ② 平満景も「石城府管事」と称している。これらはいずれも朝鮮から与えられた職名ではなく、博多をめぐる諸侯のうち誰かから与えられたものである。平満景のそれは渋川氏から与えられたものであるが、宗金については、一体誰からどのような内容の官職に任命されたのか明瞭にできない。

③ 『海東諸国紀』の「石城府代官宗金」は、大友氏の代官をさす。宗金が大友氏と密接な関係を持ちはじめたのは正長元年（一四二八）以後であり、応永三十三年の石城管事を直ちに石城府代官と同一のものとするには、なお一考の余地がある。

④ 管事とか代官とかいう役職は、近世初頭から博多町政の運営にあたった年行司の先駆的な形態を示すものとみることができるといえる。

田中氏の以上の指摘は、石城管事、石城小吏、石城府代官に関して包括的で示唆に富む見解といえる。

室町期に宗金と同様、石城管事を称した人物に、平満景がある¹³。平満景は、一四一八年（応永二十五・世宗即位年）十月に「関西道筑前州石城官府」の名称で通交したのが朝鮮通交の初見であるが、翌一四一九年（応永二十六・世宗元）正月から一四二八年（正長元・世宗十）二月まで「石城府管事」あるいは「石城管事」と称して通交している¹⁴。一四二八年二月が通交の終見である。

次にこの石城管事としての平満景に関する研究を紹介しよう。田村洋幸氏は、石城管事を称した平満景について、「なお、当時の博多商人の進出を示すものとして、太宗十八年（一四一八）平満景の対鮮貿易がある。ほとんどの通交者が北九州の大豪族であったのに対し、平満景は単に博多勢力を代表する「石城官府」という資格で、大豪族に伍して対鮮貿易を行なっている。その貿易内容は、香・藤・胡椒・檳榔など大部分が南海貿易品であり、まさに仲継港としての博多を代表するにふさわしいものであった。しかし、このような博多商人の本格的な活躍は、世宗期をまたねばならなかった」とのべている¹⁵。平満景を博多商人とするのは後述のごとく誤りであるが、石城管事と同類と考えられる「石城官府」を「博多勢力を代表する」ものとして捉えている点に特色がある。

平満景が九州探題渋川氏被官板倉満景であることを明らかにしたのは川添昭二氏である¹⁶。川添氏は、満景が称した「石城官府」と「石城管事」は同義であるとし、宗金の石城管事と民部少輔という官途をもった武士・平満景の石城管

事は全く同じものではないとした。さらに「満景の場合、探題の博多支配―九州経営にかかわる行政的側面の管掌が強かったのではあるまいか。「石城管事」は探題の博多支配を考える際の要になるものであるが、実体が不明なのは残念である。一つの推測であるが、大内政弘の博多支配を直接に担っていた者として、文明十年（一四七八）の「正任記」にみえる「博多津下代官」は石城管事を先蹤としたものではなからうか」とのべている。

以上の研究をまとめると、田中健夫氏は、石城管事（石城小吏）を博多の何らかの役職で博多をめぐる諸侯が与えたものと規定し、『海東諸国紀』の「石城府代官宗金」は大友氏の代官を意味し、管事・代官は近世博多の年行司の先驅的形態とする。川添昭二氏は、宗金と平満景の石城管事は全く同じものではなく、満景の石城管事は探題の博多支配―九州経営に関わる行政的側面の管掌をしたとし、大内氏の博多下代官は石城管事を先蹤とした。田村洋幸は、石城管事は博多を代表するものと位置づけた。

石城管事の実態を究明する前提として、板倉満景と博多の関係を確認しておきたい。川添氏は板倉満景の朝鮮通交について詳しく検討しているが、博多との関係でいえば、応永二十七年の宋希環の来日時にも探題の使いとして一行の接待・護送を行っていること、その朝鮮への主要輸出品は、博多の仲継貿易港としての性格を反映する南海産物資と国内産鉱産物であったこと、その朝鮮貿易を担ったのは博多商人であったことなどを指摘している。このほか板倉満景が朝鮮回礼使の海上護送を行ったり、朝鮮被虜人の送還を行ったりしているのは、満景が交通と流通の拠点である博多に居住し、かつその支配に深く関与していたからであろう。板倉満景に関する国内史料は、応永三十一年（一四二四）五月十日、九州探題泷川義俊が板倉民部少輔（満景）に対し、醍醐寺三宝院筑前国桶橋庄宍分方半済を同院雑掌に沙汰付けるように命じた文書しかないが、これは石城管事というより、筑前守護代的な受給文書である。博多と板倉満景の直接的な関係で判明するのは、川添氏も指摘しているように、宋希環の博多滞在時、泷川満頼・義俊

父子が板倉満景をして酒・魚果を宋希璟のもとに届けせしめたことのみである。¹⁹⁾この時の記事で板倉満景は、「管領民部少平方景」と記されている。「管領」は博多管領すなわち石城管事の意とも考えられるが、先の三宝院領の沙汰付けの事例からすると、むしろ九州探題の重臣という意味に解釈したほうが妥当かもしれない。

渋川氏被官で博多滞在中の宋希璟ともっとも関係が深かったのは、板倉満景ではなく、「代官」²⁰⁾「朴加大（博多）護送代官」と称された「伊東殿」である。代官伊東氏は、日本国王使無涯亮倪らとともに志賀島に到着した宋希璟一行を出迎え、探題の命により、夜賊の襲撃を防ぐため博多の町の岐路に門を作り、博多から赤間関まで一行を護送し、帰路、博多の寺で病臥中の宋希璟に酒を贈ったりしている。これらの行為は全て九州探題の命によるものと考えられるが、伊東氏は渋川氏の「護送代官」として朝鮮使節の接待・護送を行ったのである。したがってこの伊東氏の活動を博多における恒常的な職務とすることはできない。石城管事とは別次元の活動であったと理解したい。

三 中世後期の地域権力と博多

中世の博多は領主権力とは無縁に、貿易や流通の展開によって町人たちが経済力を蓄え、自治都市を形成したと考えられがちである。蓄積された経済力が自治都市形成の大きな要因であることは間違いないが、中世後期の博多と領主権力の関係を検討すると、その関係は極めて密接なのである。この時期の博多はむしろ領主の直轄都市としての要素が強い。したがって領主による都市支配と自治都市の形成がどのように相関するのかを今後検討する必要がある。

本節では、石城管事・石城小吏・石城府代官の実態を究明するための第二の前提として、中世後期の地域権力と博多の関係を、とくに支配機構に注目しながらみていきたい。ここでいう地域権力とは、九州探題・守護大名・戦国大名など、一国規模以上の領主をいう。

中世後期の出発点であり、かつ中世後期の博多の歴史的展開を規定したのは、元弘三年（一一三三）八月の大友氏による博多息浜（興浜）の領有である。²¹ すなわち元弘三年八月二十八日、後醍醐天皇は、大友貞宗に対し、勲功の賞として博多息浜を給与した。息浜は博多の北側（海側）に位置する地域で、南側（陸側）の旧博多部（博多浜ともいわれる）に比べると、新興地にあたる。中世の博多は、大きくこの二つの地域から形成されていた。この時期の大友氏の博多息浜支配の実態は不明であるが、禅僧中嚴円月が記した「櫛田宮鐘銘并序」によると、息浜を給与された直後の大友氏は「仁政」を行い、博多町人がこれを喜び、また同氏は博多の代表的な神社である櫛田宮を壮麗に再建したことがわかる。「仁政」の内容は不明であるが、都市民の信仰の中心的施設の再建は、大友氏の博多支配にとつての重要な政策であったと考えられる。しかも櫛田神社は北側の息浜ではなく、旧博多部の南端に存在した神社であるから、領域を越えて造営活動を行っているのである。

しかし、博多聖福寺直指庵に寄宿していた九州探題一色範氏が、鎮西料所・分国とともに探題の在所を室町幕府に要求した結果、貞和二年（一一四六）八月十一日、室町幕府は博多を「鎮西管領」在所に指定した。その結果、大友氏は博多息浜の知行権を失い、息浜は「鎮西管領」在所の一部になった。この時期の一色氏の博多支配で注目されるのは、息浜津代官の存在である。貞和六年（一一五〇）三月十五日、筑前国息浜津に「宋船」一艘が着岸した。²² 「宋船」とは元船である。この元船には、龍山和尚以下十八人の日本人禅僧と十一人の元人船主が乗船していた。この元船が息浜津に着岸すると、当津代官幸在が合戦中であつた一色直氏の軍陣に注進した。この幸在の注進状には、「乗人交名注文」が副えられていた。この注進をうけた一色直氏は、三月十七日、この旨を記し、「巨細差遣使者、致其沙汰候、追可令注進候也」とのべた注進状を室町幕府に出している。博多息浜に外国船が入港した時には、息浜津代官が九州探題に報告し、九州探題がこれを室町幕府に報告するというシステムが存在したことがわかる。²³ 南北朝・室町期の九州探題の機能は、幕府の九州支配の代行者という内政的な役割のみではなく、こうした外交上の機能も有していた。

「鎮西管領」在所が博多に設定されたことは、九州探題の外交上の重要性を物語っている。息浜代官は、探題の外交上の職務の代行者という性格をも有する存在であつた。当然、これに任命されたのは探題被官であつたと考えられる。

南北朝時代の中期、九州は南朝勢力が優勢となる。康安元年（正平十六―一三六一）に南朝軍が大宰府を攻略してから、応安五年（建徳三―一三七二）今川了俊に大宰府を逐われるまでの時期が征西府の時代である。この間、一三六八年（応安元・正平二十三）の明の建国によって、明と日本との交渉が開始される。明が九州南朝の中心である懷良親王を日本国王と誤解したため、明と「日本国王良懷（懷良）」との間で外交関係が成立する。したがって征西府が対外関係を推進する上で、貿易港博多の位置は重要であつた。当然、征西府は博多に出先機関を置いた。正平二十四年（応安二―一三六九）十一月の阿蘇惟武申状に「於承天寺約寂庵、為饗庭修理進入道々哲奉行、達 觀覽訖」とあるように、承天寺の塔頭釣寂庵が博多における征西府の拠点であり、そこには少弐頼澄被官で征西府の奉行人でもあつた饗庭道哲が滞在し、訴訟関係文書を懷良親王に披露していたのである。承天寺の釣寂庵は、一三二三年（元亨三・至治三）に元から博多に向かう途中、高麗沿岸で沈没した新安沈没船の木簡にもその名が見えるように、対外関係に関係の深い塔頭である。ここが征西府の内政とともに外交をも行う施設であつた可能性は高い。

応安四年に九州に下向した九州探題今川了俊は、翌五年に大宰府から懷良親王を逐ひ、征西府を崩壊せしめた。今川了俊も一色氏の先例にならい、博多を探題在所としたと考えられるが、博多支配の具体相についてはほとんど明らかでない。永和三年（一三七七）に肥後に出陣中であつた了俊は、肥後国山鹿から急拠博多に移動した²⁵。これは高麗使節鄭夢周が禁賊のため来日し、博多に到着したため、これを応接するための帰還であつた²⁶。この外交使節来日による了俊の博多帰還は、かつて一色直氏が代官の報告により元船博多息濱着岸を室町幕府に注進した事例を想起させる。おそらく了俊にも、息濱津代官幸在のような代官が博多もしくは息濱に存在し、外国使節の博多来航を軍陣にあつた了俊のもとに報告したものと考えられる。

室町前期には、南北朝期の例が踏襲され、博多が九州探題在所となった。渋川氏は石城管事として被官板倉満景を置き、朝鮮使節の来日時には博多護送代官に伊東氏を任じた。石城管事については先に述べたとおりである。渋川氏が肥前に没落すると、少弐氏・大友氏・大内氏といった守護大名たちが筑前―博多の支配権をめぐる争奪戦を展開する。

室町中期に博多と関係を深めるのは、豊後の大友氏である。永享元年（一四二九）七月、大友持直は初めて朝鮮に遣使し、「今石城冷泉津、為我之有焉、中国外邦之船、未有纒棹於此者、貴朝官船、已著本津管内合島、風路有便、護送得達赤間関、只候好風而已、勿為不虞之慮」とのべ、大般若経と梵鐘を求めている。²⁷ 持直は、石城冷泉津すなわち博多津が自ら支配するところとなったこと、さらに朝鮮の使船を博多の近隣の合島（相島か）から赤間関まで護送したことをのべている。ここでいう石城冷泉津は、前後の状況から考えると、実際には博多全域ではなく、旧領博多息浜をさすと考えられる。²⁸ 大友氏は貞和二年（一三四六）に失った息浜の知行を實力で回復したのである。この時回復した息浜の領有は、基本的に戦国末まで継続した。

室町期における大友氏の博多息浜代官として確認されるのは、田原貞成である。²⁹ 『海東諸国紀』では、田原貞成を大友氏の「博多代官」とするが、「正任記」文明十年十月二十六日条に「大友領当津興浜代官」とあるため、貞成は大友氏領博多息浜代官であることが判明する。大友氏の庶流田原氏の一族であるが、詳しい系譜関係は不明である。朝鮮に対しては、「筑前州冷泉津尉兼内州太守田原藤原貞成」と称している。「冷泉津尉」という名称の官職は存在しないが、冷泉津が博多の異称であることから、博多代官を意識した呼称といえることができる。「内州太守」は、貞成の官途河内守を示している。貞成が大友氏被官の武士であり、「冷泉津尉」と称し、博多代官と称されていることは、渋川氏被官で石城管事を称した板倉満景との類似性を想起させる。博多を支配する領主の被官で代官という性格の類似性である。

田原貞成のはじめは、『海東諸国紀』にもあるように、寛正二年（一四六一）の朝鮮への遣使である。それ以前の貞成の事績はもとより、それ以前の大友氏領息浜代官も不明である。したがって、少なくとも寛正二年以降の大友氏の博多息浜代官は田原貞成であるといえるが、それ以前の永享元年から寛正元年までの約三十年間の息浜代官は国内史料からは不明というほかはない。

さて、息浜とともに中世の博多を構成した旧博多部はいかなる支配関係が室町期にあったのだろうか。旧博多部の支配関係の変遷を明瞭に物語るのは、「御油座文書写」である。³⁰この史料の永享期から天文期までの文書の発給者とその性格を検討すると、時期的に八期に区分される。すなわち、①永享三年（一四三一）四月朔大内氏、②永享四年（一四三二）四月朔永享七年（一四三五）二月朔宗氏、③永享九年（一四三七）五月朔永享十年（一四三八）二月朔大内氏、④永享十二年（一四四〇）八月朔宗氏、⑤嘉吉三年（一四四三）四月朔大内氏、⑥文安二年（一四四五）二月朔五月朔宗氏、⑦文明三年（一四七一）四月朔宗氏、⑧文明十年（一四七八）十一月朔天文二十二年（一五五三）四月朔大内氏の八期である。関係文書によると、⑥期と⑦期の間の文安四年（一四四五）頃から文明元年（一四六九）までの時期は、大内氏が筑前国守護として活動する時期である。³¹したがって、実際には、永享期から天文期までの地域権力による旧博多部支配の時期は、九期に区分される。対馬宗氏は、かつての主君少弐氏を援助して九州に派兵したのであるから、宗氏が文書を発給している時期の博多の名目上の支配者は少弐氏である。『海東諸国紀』に「頼忠既至宰府、令貞国守博多、貞国身留愁未要時（中略）、遣麿下守博多」とあるように、筑前を回復した少弐氏は大宰府に居し、博多の守備は宗氏とその家臣が行ったのである。朝鮮貿易に多大の権益を有する宗氏にとって、博多の確保は大きな意味を持ったと考えられる。

以上の考察から、南北朝期から室町期に至る地域権力による博多（旧博多部・息浜）の支配は、おおむね表2のよう

ぐるしく変化したのである。ただし、大友氏領息浜は大友氏によって確保されていたと考えられる。

表2 地域権力による博多支配の状況

年代	西暦	旧博多部	息浜
元弘3・8・28	1333	?	大友貞宗
貞和2・8・11	1346	一色範氏	一色範氏
康安元	1361	征西府?	征西府?
応安5	1372	今川了俊?	今川了俊?
応永3	1396	渋川満頼	渋川満頼
永享元	1429	?	大友持直
永享3	1431	大内盛見	大友氏?
永享4	1432	宗貞盛	大友氏?
永享9	1437	大内持世	大友氏?
永享12	1440	宗盛国	大友氏?
嘉吉3	1443	大内教弘	大友氏?
文安2	1445	宗盛家	大友氏?
文安4ごろ	1447	大内教弘	大友氏?
文明元	1469	宗貞国	大友親繁
文明10	1478	大内政弘	大友親繁

四 都市博多と「石城管事」宗金

以上の考察を前提として、都市博多と宗金の関係を検討しよう。まず南北朝期から戦国期にかけての博多の自治形成の問題について言及しておきたい。博多における自治都市形成の過程については、史料的制約もあって不明な点が多い。まず南北朝期には、鎌倉中期までの博多綱首に代わって博多町衆による住民文化の形成がなされた³²⁾。すなわち、時衆の活動、接待講衆による接待所の経営、海運業従事者による講衆の結成など、博多町衆による多面的な宗教的結合が知られる。これは、宗教―寺社を核とした町衆の結合であるが、自治都市形成の萌芽ともいえる現象である。

室町期には、明や朝鮮・琉球との貿易で活躍した博多貿易商人の広範な活動が知られている。肥富・宗金・道安はその代表的な貿易商人である。博多に富が蓄積されたこの時代の自治形成の状況については判然としない。南北朝期の宗教―寺社を核とした住民の結合が、生活の場すなわち町という地縁的な結合に次第に変化していったことが予想されるが、史料が皆無であるため、推測の域を出ない。ただし、室町期の貿易・国内流通の発展によって、博多に順調に富が蓄積されていったかといえ、必ずしもそうとはいえない面がある。当該期の博多には、商人への富の蓄積を阻害する要因も存在した。先に示した地域権力による博多の領有と争奪戦がそれである。先に引用した受職倭人藤九郎の言に、「昔日大内・小二殿相戦時、他富人未免兵禍、宗金得脱」とあったように、熾烈な守護大名の博多争奪戦によって、多くの博多商人が影響を受け、没落していったのである。室町期における博多町衆の結合の問題は、今後の課題であるといえる。

博多における自治の実態が明確になるのは、十六世紀後半である³³⁾。この時期の博多は、キリシタン宣教師によって、堺と同様、町人によって市政が運営されていると認識されているし、東西に分割された都市域は年寄・月役といった町人の代表者によって市政の運営がなされていた。

室町時代の宗金は、南北朝時代の博多の町衆と戦国時代後期の博多の年寄・月役をつなぐ人物であるが、冒頭でも述べたように都市博多との関係を明確に示す史料は現存しない。自治都市の形成という観点から見れば、室町期の博多は、自治都市の萌芽から自治都市の完成にいたる過渡的な段階であったと考えられる。したがって、宗金が室町期の博多を代表する「富商」の一人であったことは間違いないが、「石城管事」を都市博多の代表者すなわち戦国期の年寄に相当する役職と解釈したり、それを自称した宗金を、即座に室町時代の博多の年寄的な人物と理解することはできない。

次に、「石城管事」の意味であるが、本来的には「博多を管理、支配する者」という意味である。しかし、宗金の「石城管事」の名称が、時期的に見て板倉満景の呼称の継承ないし模倣という性格を持つため、板倉満景の博多における位置づけが問題となる。川添氏が指摘されるように、板倉満景は探題渋川氏の博多支配・九州経営に関わった家臣である。したがって満景は、渋川氏の老臣で、博多代官と位置づけることができよう。

九州探題渋川義俊は、応永三十二年（一四二五）七月ごろ、少弐満貞・菊池兼朝によって攻められ、没落した。これ以降、永享元年（一四二九）の大友持直による博多息浜回復まで、博多の支配者は不明である。少弐氏・大内氏・大友氏などの守護大名たちがその領有をめぐる争ったが、他氏を排除して領有した者はいなかったと考えられる。

宗金が朝鮮に図書を請求して給与されたのはこの応永三十二年（世宗七年）の十月であるし、「石城管事」を称したのは翌年十一月であるから、宗金の受図書人化と石城管事の自称化は、ともに渋川氏の没落を大きな契機とすると考えられる。博多の領有者渋川氏が没落し、「石城管事」板倉満景も同時に没落したことによって、宗金は受図書人になって正式な朝鮮通交権を獲得し、あたかも板倉満景と同じ地位にあることを想起させる「石城管事」という名称で通交したのである。渋川氏の没落による支配の空白・錯綜という状況のもとで、宗金が「石城管事」を自称したのは、板倉満景と同じ名称を使用することによって、その朝鮮通交を継承するという意識があったと考えられる。また「石

城管事」という名称から、都市博多の代表者という意識もあつたに違いない。しかし、博多の支配者層は混乱している状況であり、板倉満景のようにいづれかの地域権力の博多代官として博多支配に関与したわけではないだろう。

次の問題は、石城管事と石城小吏が同義か否かという点である。従来の研究では同義とする傾向が強いし、「博多を管理、支配する者」と「博多の小役人」とでは語義が似ている。しかし、宗金の通交上の名称は、石城管事から永享元年（一四二九〇世宗十一）に石城小吏に変化するものであり、嘉吉二年（一四四二〇世宗二十四）まで石城小吏を称している。両者の語義ならびに宗金の立場が同一であるならば、先例のある石城管事の方が朝鮮側の理解も得やすいし、名称を変える必要はないであろう。この永享元年の名称の変化の背景には、宗金の意識上あるいは立場上のある変化が存在したと考えられる。したがって、以下、石城管事と石城小吏は名称は類似しているが、その実態は異なるという方向で考えてみたい。

石城管事から石城小吏に名称が変化した契機は何であろうか。正確にのべると、変化の時期は、正長元年（一四二八〇世宗十）七月から永享元年九月の間である。この間に博多の支配は大きな変化を迎えていた。先述のように、大友持直が初めて朝鮮に通交し、博多は今自分が領有しているとのべたのは、永享元年七月のことであつた。宗金の通交名称の変化の時期と同時期である。すなわち名称の変化は、この大友氏による博多息浜の領有回復と関連する可能性が考えられる。

宗金は正長元年以来大友氏と密接な関係を持つた。正長元年には、朝鮮に対して、九州の威権は大友・大内二氏にあるとのべ、朝鮮から両氏への遣使を勧め、さらに大友氏の意を受けて、朝鮮に田犬二隻を請い、永享二年には「大友殿人孫七等十八名」の送還に³⁶関与している。また注目すべきことに、永享元年の大友持直の初通交時に宗金も同時に朝鮮に通交している。大友氏の朝鮮通交の開始は、博多息浜の領有回復が直接の契機であるが、その背後には博多商人宗金が存在したのである。その時期の大友氏の朝鮮通交を実質的に担つたのは宗金である可能性が高い。

大友氏は永享元年以降、室町期を通して博多息浜の領有を確保したと考えられるが、同氏の息浜代官は、寛正二年（一四六二）以後朝鮮に通交した田原貞成まで史料上確認できない。つまり、先述したように永享元年から寛正二年にいたる約三十年間の代官が不明なのである。この事実と、『海東諸国紀』が宗金を「石城府代官」とすること、大友氏と宗金の朝鮮通交上の密接な関係、さらには宗金が大友領博多息浜に居住する息浜商人であった可能性が高いことなどを総合すると、「石城小吏」期の宗金は、大友氏の博多息浜代官であった可能性が高いという結論に達する。地域権力の博多代官は、その家臣が任命されるのが通例であるが、宗金の場合、博多を代表する貿易商人で、息浜に居住する富商であったこと、さらに朝鮮通交に豊富な実績があったことによって、異例の抜擢をうけたものと考えられる。当初、大友氏は朝鮮通交には熱心であったが、都市博多息浜支配にはそれほど力を注がなかったものではあるまいか。こうした事情によって、大友氏は、息浜代官に家臣ではなく、博多の有力商人を任命したものであろう。

おわりに

宗金が称した石城管事と石城小吏は、語義的には類似しているが、その内実は異なり、前者は板倉満景を意識した内実の伴わない自称であり、後者は大友氏の博多息浜代官を意味するというのが、本稿の一応の結論である。板倉満景と宗金とともに石城管事を自称しているが、洪川氏家臣と博多商人という相違も含めて、実態はまったく異なるものであった。つまり宗金は、洪川氏・板倉氏の没落後、板倉満景が称していた石城管事の称号を名乗るが、永享元年前ごろの大友氏による博多息浜回復によって息浜代官に任命され、名称も石城小吏に変化したと考えるのである。嘉吉二年（一四四二）から文安元年（一四四四）にかけて、石城小吏から石城宗金に変化するが、これは宗金が大友氏領博多息浜代官の職から離れたためと考えられる。

従来の研究史と私見との関係をのべていきたい。田中健夫氏の、「石城府代官」は大友氏の代官をさすが、応永三十

三年の石城管事を直ちに石城府代官と同一のものとすることはできないという指摘には賛成である。ただし、管事や代官という役職は、近世の年行司の先駆的形態であるという見解には賛成できない。本来的に管事・代官は、地域権力の博多支配を担う家臣であり、博多町人による自治組織の代表者である戦国期の年寄や近世の年行司とは性格を異にしている。あえて近世にその系譜を探るとすれば、福岡藩の町奉行に相当すると考えられる。川添昭二氏の、宗金（町人）・板倉満景（武士）両者の石城管事は同一でないと言う指摘はその通りであるし、「正任記」にみえる博多津下代官は石城管事を先蹤とするという見解も、妥当なものである。大友氏の博多息浜代官田原貞成は、石城小吏宗金を先蹤とするということもできる。

渋川氏没落の応永三十二年から、大友氏が博多息浜を回復する永享元年までの筑前―博多をめぐる地域権力の動向は、断片的にしか明らかにできない。その研究成果いかんでは、宗金が称した石城管事・石城小吏の解釈も変わる可能性はある。本稿では、宗金を戦国期の年寄ではなく、地域権力の博多代官につながるものとして位置づけた。しかし、いつばうで宗金が室町期の博多を代表する貿易商人であることも事実である。大友氏の代官としての宗金と、富商としての宗金をどのように統一的に捉えるか、また、室町期における都市自治形成のあり方はいかなるものであったのか、といった問題については、今後の課題としたい。

注

- (1) 宗金に関する主要な研究としては、有光保茂「博多商人宗金とその家系」〔史淵〕一六、一九三七年）、田中健夫「初期日鮮交通と博多貿易商人」〔朝鮮学報〕四、一九五三年、のち「日鮮貿易における博多商人の活動」と改題し、同「中世海外交渉史の研究」東京大学出版会、一九五九年、に再録）、有光友学「中世後期における貿易商人の動向」〔静岡大学人文学部「人文論集」二一、一九七一年）、上田純一「妙楽寺と博多商人―応永の外寇をめぐる―」（地方史研究協議会

編『異国と九州』雄山閣、一九九二年）などがある。

(2) 田中健夫訳注『海東諸国紀』岩波文庫、一九九一年による。

(3) 『世宗実録』元年（一四五五）七月丁酉条。なお、『李朝実録』の引用は『中国・朝鮮の史籍における日本史料集成 李朝実録之部』国書刊行会、一九七六年による。

(4) この記事では、宗金は図書を末子に伝えたかのごとくであるが、引用した『海東諸国紀』によると、宗金の死の翌年に図書を受給したのは、宗家茂であった。家茂は、世宗十五年（一四三三）以来朝鮮に通信しており、『世宗実録』十五年十一月甲申条、「吾子三人」の中の一人である。したがって宗金の図書は末子には継承されなかった。

(5) 永享三年（一四三一）八月十日、室町幕府は、大内氏の長門守護代内藤肥後入道智得に「宗金九州下向周防・長門両国事、敵密致警固、無其煩可被勘過之、次来年二月上洛云々、同以可致其沙汰」という旨の足利義教袖判奉行入連署奉書を発給している（『室町幕府引付史料集成』上巻所収「御前落居奉書」）。こうした幕府の警固・勘過命令が「御書」の内容であつたらう。

(6) 例えば注(1)有光保茂論文。

(7) 『世宗実録』二年（一四二〇）十一月己丑条。

(8) 『世宗実録』七年（一四二五）十月癸未条。

(9) 同前。

(10) 『文宗実録』零年（一四五〇）二月癸未条。

(11) 注(1)有光保茂論文。

(12) 注(1)田中論文。

(13) 宗金とほぼ同時期に朝鮮に通信し、「石城県小吏」を称した人物に道性がある（『世宗実録』二十一年（一四三九）三月己癸条）。この人物は、宗金が日本国王使として朝鮮に遣使した際に同行しており（『世宗実録』十二年（一四三〇）二月壬午・庚寅条）、宗金と同様、博多商人と考えられる。しかし、これ以上のことは判明しないため、こうした事実を指摘するにどめたい。

- (14) 『世宗実録』即位年(二四一八)十月乙巳条、同元年(二四一九六月朔日条、同十年(二四二八)二月甲寅条。
- (15) 田村洋幸『中世日朝貿易の研究』三六八頁、三和書房、一九六七年。
- (16) 川添昭二『九州探題と日朝交渉』(『西南地域史研究』一、一九七七年)。
- (17) 前掲注(16)川添論文。
- (18) 同前。
- (19) 村井章介校注『老松堂日本行録』六一頁、岩波文庫、一九八七年。
- (20) 『老松堂日本行録』五九、六三、七六、一七八、一八六頁。なおこの伊東氏は日向の伊東氏の可能性があるという(川添昭二『渋川満頼の博多支配及び筑前・肥前経営』竹内理三博士古稀記念会編『続荘園制と武家社会』吉川弘文館、一九七八年)。
- (21) 佐伯弘次「中世都市博多の発展と息浜」(川添昭二先生還暦記念会編『日本中世史論攷』文献出版、一九八七年)。以下の本節の記述はとくに断らない限り、本論文による。
- (22) 『園太曆』貞和六年四月十四日条、同条所収貞和六年三月十七日一色直氏書状。
- (23) 応永二十七年(二四二〇)の『老松堂日本行録』によると、朝鮮使節宋希璟一行が博多に到着した時、九州探題が室町幕府に使節の到着を報告し、一行は幕府からの指示があるまで博多に留めおかれている。同様のことは、赤間関・兵庫でも行われた。この時期には、外国使節の自由往来を博多・赤間関・兵庫で阻止し、その代官(博多の場合は探題)がまず幕府に報告し、幕府の指示を待つて使節の進退を決定するシステムが確立していた。貞和六年の注進システムはその原形であるといえる。
- (24) 阿蘇家文書(瀬野精一郎編『南北朝遣文九州編』四卷四七九号)。なお、割注部分の「釣菽菴」の読みならびに史料の解釈は、川添昭二「鎌倉末期の対外関係と博多―新安沈没船木簡・東福寺・承天寺―」(大隅和雄編『鎌倉時代文化伝播の研究』吉川弘文館、一九九三年)による。
- (25) 深堀文書永和四年(一三七八)二月日深堀時勝代時澄軍忠状(『南北朝遣文九州編』五卷五四五二号)。
- (26) 川添昭二「今川了俊の対外交渉」(『九州史学』七五、一九八二年)。

- (27) 『世宗実録』十一年(一四二九)七月甲戌条。
- (28) 前掲注(21)佐伯論文、佐伯弘次「博多と大友氏」(『覇権をめざした英雄たち—大友宗麟とその時代』大分市歴史資料館、一九九二年)。
- (29) 外山幹夫「大友氏の対鮮貿易」(同『大名領国形成過程の研究』雄山閣、一九八三年)、佐伯弘次前掲注(21)・(28)論文。
- (30) 宮崎宮文書(村田正志編『宮崎宮史料』宮崎宮)、なお、「御油座文書写」による室町・戦国期の博多支配の分析は、佐伯弘次「大内氏の筑前国支配—義弘期から政弘期まで—」(川添昭二編『九州中世史研究』一、一九七八年)で行った。
- (31) 前掲注(30)佐伯論文。
- (32) 川添昭二「南北朝期博多文化の展開と対外関係」(『平成元年度科学研究費補助金研究成果報告書 地域における国際化の歴史的展開に関する総合研究—九州地域における—』研究代表者川添昭二、一九九〇年)。
- (33) 中世博多の自治について言及した論考は多いが、さしあたり、佐伯弘次「自治都市博多」(朝日新聞福岡本部編『はかた学四 甦る中世の博多』葦書房、一九九〇年)を参照。
- (34) 本多美穂「室町時代における少弐氏の動向—貞頼・満貞期—」(『九州史学』九一号、一九八八年)。なお、この事件によって渋川氏一族は分散し、渋川頼満は上京し、義俊は筑後国に蟄居したという(川添昭二九州探題の衰滅過程)『九州文化史研究所紀要』二三号、一九七八年)。
- (35) 初期の宗金の朝鮮通交は、板倉満景と同時に通交していることが多い(たとえば、『世宗実録』二年(一四二〇)十一月己丑条)。板倉満景の朝鮮貿易を実際に博多で担っていたのは、宗金である可能性もある。
- (36) 前掲注(1)田中論文。
- (37) 前掲注(21)佐伯論文。

〔付記〕

本稿は、一九九五年度科学研究費補助金一般研究C「中世都市博多と日朝関係」の成果の一部である。